

議案第89号

つくば市の地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成28年8月31日

つくば市長 市 原 健 一

つくば市の地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

つくば市の地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成5年つくば市条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

竹園第四地区地区整備計画区域	平成28年つくば市告示第695号に定める研究学園都市計画竹園第四地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
----------------	---

別表第2に次のように加える。

竹園第四地区地区整備計画区域	中高層住宅地区	住宅（長屋を除く住宅で、都市計画道路3・2・2号土浦学園線及び都市計画道路3・2・1号学園東大通り線の道路境界線から30メートルの区域に建築するものに限る。）
----------------	---------	---

別表第4に次のように加える。

竹園第四地	中高層住宅地区	200平方メートル
区地区整備	中低層住宅地区	
計画区域		

別表第5に次のように加える。

竹園第四地 区地区整備 計画区域	中高層住宅地区	(1) 建築物の外壁等の面から前面道路（都市計画道路3・2・2号土浦学園線及び都市計画道路3・2・1号学園東大通り線に限る。）の境界線までの距離は、10メートル	計画図に表示された緑地帯の区域外にある建築物又は建築物の部分であって、次の各号のいずれかに該当するもの (1) 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下のもの
	中低層住宅地区		
		(3) 建築物の外壁等の面から第1号以外の前面道路のすみ切り部分の境界線までの距離は、0.5メートル	(2) 物置その他これに類する用途に供する建築物又は建築物の部分であって、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内のもの
		(4) 建築物の外壁等	

		の面から隣地境界 線までの距離は、 1.5メートル	
--	--	---------------------------------	--

別表第6に次のように加える。

竹園第四地 区地区整備 計画区域	中高層住宅地区	45メートル	
	中低層住宅地区	18メートル	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

つくば市の地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成5年つくば市条例第13号）新旧対照表

改正後		改正前													
本則・附則（略） 別表第1（第3条関係） 適用区域		本則・附則（略） 別表第1（第3条関係） 適用区域													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>並木第五地区地区整備計画区域</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>竹園第四地区地区整備計画区域</td> <td>平成28年つくば市告示第695号に定める研究学園都市計画竹園第四地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域</td> </tr> </tbody> </table>	名称	区域	並木第五地区地区整備計画区域	(略)	竹園第四地区地区整備計画区域	平成28年つくば市告示第695号に定める研究学園都市計画竹園第四地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>並木第五地区地区整備計画区域</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	区域	並木第五地区地区整備計画区域	(略)				
名称	区域														
並木第五地区地区整備計画区域	(略)														
竹園第四地区地区整備計画区域	平成28年つくば市告示第695号に定める研究学園都市計画竹園第四地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域														
名称	区域														
並木第五地区地区整備計画区域	(略)														
別表第2（第4条関係） 用途の制限		別表第2（第4条関係） 用途の制限													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>ア</th> <th>イ</th> <th>ウ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>竹園第五地区地区整備計画区域</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	ア	イ	ウ	竹園第五地区地区整備計画区域	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>ア</th> <th>イ</th> <th>ウ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>竹園第五地区地区整備計画区域</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	ア	イ	ウ	竹園第五地区地区整備計画区域	(略)	(略)		
ア	イ	ウ													
竹園第五地区地区整備計画区域	(略)	(略)													
ア	イ	ウ													
竹園第五地区地区整備計画区域	(略)	(略)													

竹園第四地区地区整備計画区域	中高層住宅地区	住宅（長屋を除く住宅で、都市計画道路3・2・2号土浦学園線及び都市計画道路3・2・1号学園東大通り線の道路境界線から30メートルの区域に建築するものに限る。）
----------------	---------	---

別表第2の2・別表第3 (略)

別表第4 (第6条関係)

敷地面積の最低限度

ア	イ	ウ
並木第五地区地区整備計画区域	(略)	(略)
竹園第四地区地区整備計画区域	中高層住宅地区 中低層住宅地区	200平方メートル

別表第5 (第7条関係)

壁面の位置の制限

ア	イ	ウ	エ
並木第五地区地区整備計画区域	(略)	(略)	(略)
竹園第四地区地区整備計画区域	中高層住宅地区	(1) 建築物の外壁等	計画図に表示された

別表第2の2・別表第3 (略)

別表第4 (第6条関係)

敷地面積の最低限度

ア	イ	ウ
並木第五地区地区整備計画区域	(略)	(略)

別表第5 (第7条関係)

壁面の位置の制限

ア	イ	ウ	エ
並木第五地区地区整備計画区域	(略)	(略)	(略)

区地区整備 計画区域	中低層住宅地区	<p>の面から前面道路（都市計画道路3・2・2号土浦学園線及び都市計画道路3・2・1号学園東大通り線に限る。）の境界線までの距離は、10メートル</p> <p>(2) 建築物の外壁等の面から前号以外の前面道路の境界線までの距離は、2メートル</p> <p>(3) 建築物の外壁等の面から第1号以外の前面道路のすみ切り部分の境界線までの距離は、0.5メートル</p> <p>(4) 建築物の外壁等の面から隣地境界線までの距離は、1.5メートル</p>	<p>緑地帯の区域外にある建築物又は建築物の部分であつて、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下の</p> <p>(2) 物置その他これに類する用途に供する建築物又は建築物の部分であつて、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内のもの</p>
---------------	---------	--	--

別表第6（第8条関係）
高さの最高限度

ア	イ	ウ	エ
竹園第五地	(略)	(略)	(略)

別表第6（第8条関係）
高さの最高限度

ア	イ	ウ	エ
竹園第五地	(略)	(略)	(略)

区地区整備 計画区域			
竹園第四地 区地区整備 計画区域	中高層住宅地区	45メートル	
	中低層住宅地区	18メートル	

区地区整備 計画区域			
---------------	--	--	--